

富山市宅地造成及び特定盛土等規制法指導要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の施行に関し、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）及び富山市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和7年富山市規則第45号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び政令において使用する用語の例による。

（土地への立入り通知）

第3条 法第5条第2項の規定による土地の占有者に対する通知は、土地立入通知書（様式第1号）により行うものとする。

（基礎調査のための障害物の伐除及び土地の試掘等の通知等）

第4条 法第6条第2項の規定による障害物又は土地若しくは障害物の所有者及び占有者に対する通知は、障害物伐除等通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 法第6条第3項後段の規定による障害物の所有者及び占有者に対する通知は、障害物伐除通知書（様式第3号）により行うものとする。

3 法第7条第2項に規定する許可証の様式は、障害物伐除等許可書（様式第4号）とする。

（設計者の資格を証する書類）

第5条 省令第7条第1項第5号に規定する書類は、設計者資格申告書（様式第5号）及び設計者の資格に関する学歴を証する書類又は免許証等の写しとする。

（権利者の同意を得たことを証する書類）

第6条 省令第7条第1項第10号又は同条第2項第8号に規定する書類は、工事同意書（様式第6号）によるものとする。

（地域住民への周知措置を講じたことを証する書類）

第 7 条 省令第 7 条第 1 項第 1 1 号又は同条第 2 項第 9 号に規定する書類は、周知措置報告書（様式第 7 号）によるものとする。

（排水先の管理者の同意を得たことを証する書類）

第 8 条 規則第 4 条第 5 号に規定する書類は、排水同意書（様式第 8 号）によるものとする。

（許可又は変更の許可の申請における工区分けの手続き）

第 9 条 法第 1 2 条第 1 項若しくは第 3 0 条第 1 項の規定による許可又は第 1 6 条第 1 項若しくは第 3 5 条第 1 項の規定による変更の許可を受けようとする工事主は、当該許可又は変更の許可に係る工事の施行区域を工区に分けたときは、省令第 7 条若しくは第 6 3 条又は第 3 7 条若しくは第 6 7 条の規定により添付しなければならない図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示するものとする。

（工事着手の届出）

第 1 0 条 法第 1 2 条第 1 項又は第 3 0 条第 1 項の規定による許可（第 1 5 条第 2 項又は第 3 4 条第 2 項の規定により、当該許可を受けたものとみなされるものを除く。）を受けた者は、当該許可にかかる工事に着手したときは、速やかに、工事着手届（様式第 9 号）に標識の設置状況を明らかにする書類及び工事の工程を示す書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（工事廃止の届出）

第 1 1 条 法第 1 2 条第 1 項若しくは第 3 0 条第 1 項の規定による許可（第 1 5 条第 2 項又は第 3 4 条第 2 項の規定により、当該許可を受けたものとみなされるものを除く。）を受けた者又は第 2 1 条第 1 項、同条第 3 項、第 2 7 条第 1 項、第 4 0 条第 1 項若しくは同条第 3 項の規定による届出をした者は、当該工事を廃止したときは、速やかに、工事廃止届（様式第 1 0 号）に廃止時の工事状況を明らかにする書類及び防災措置等の実施状況を明らかにする書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（工事中止・再開の届出）

第 1 2 条 法第 1 2 条第 1 項若しくは第 3 0 条第 1 項の規定による許可を受けた者又は第 2 1 条第 1 項、同条第 3 項、第 2 7 条第 1 項、第 4 0 条

第 1 項若しくは同条第 3 項の規定による届出をした者は、当該工事を中止し、又は中止した工事を再開したときは、速やかに、工事中止・再開届（様式第 1 1 号）に中止した場合にあっては、中止時の工事状況を明らかにする書類及び防災措置等の実施状況を明らかにする書類、再開した場合にあっては、工事の工程を示す書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（工事の協議の申出）

第 1 3 条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第 1 5 条第 1 項又は第 3 4 条第 1 項の規定により市長と協議しようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書（様式第 1 2 号）に、省令第 7 条第 1 項又は第 6 3 条第 1 項に規定する書類（第 7 条第 1 項第 7 号から第 9 号までに規定する書類を除く。）及び規則第 4 条第 2 号から第 8 号までに規定する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第 1 5 条第 1 項又は第 3 4 条第 1 項の規定により市長と協議しようとする者は、土石の堆積に関する工事の協議申出書（様式第 1 3 号）に、省令第 7 条第 2 項又は第 6 3 条第 2 項に規定する書類（第 7 条第 2 項第 5 号から第 7 号までに規定する書類を除く。）及び規則第 4 条第 2 号から第 5 号まで及び第 8 号に規定する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（工事の変更協議の申出）

第 1 4 条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第 1 6 条第 3 項において準用する第 1 5 条第 1 項又は第 3 5 条第 3 項において準用する第 3 4 条第 1 項の規定により市長と変更協議をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書（様式第 1 4 号）に、工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第 1 6 条第 3 項において準用する第 1 5 条第 1 項又は第 3 5 条第 3 項において準用する第 3 4 条第 1 項の規定により市長と変更協議をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議申出書（様式第 1 5 号）に工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（協議成立の通知）

第15条 市長は、前2条の規定による協議が成立したときは、宅地造成若しくは特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の協議成立通知書（様式第16号）により、当該協議の申出をした者に通知しなければならない。

（工区ごとの完了検査及び検査済証の交付等）

第16条 法第17条第1項若しくは第36条第1項の規定による工事の完了検査又は第17条第4項若しくは第36条第4項の規定による除却の確認及び第17条第2項若しくは第36条第2項の規定による検査済証の交付又は第17条第5項若しくは第36条第5項の規定による確認済証の交付は、第12条第1項若しくは第30条第1項の規定による許可又は第16条第1項若しくは第35条第1項の規定による変更の許可を工区に分けて行ったときは、当該工区ごとに行うことができる。

（工区ごとの中間検査及び中間検査合格証の交付）

第17条 法第18条第1項又は第37条第1項の規定による工事の中間検査及び第18条第2項又は第37条第2項の規定による中間検査合格証の交付は、第12条第1項若しくは第30条第1項の規定による許可又は第16条第1項若しくは第35条第1項の規定による変更の許可を工区に分けて行ったときは、当該工区ごとに行うことができる。

（工事の定期の報告）

第18条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の法第19条第1項又は第38条第1項の規定による報告は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（様式第17号）に、省令第48条第1項又は令第78条第1項に規定する書類を添付することによるものとする。

2 土石の堆積に関する工事の法第19条第1項又は第38条第1項の規定による報告は、土石の堆積に関する工事の定期報告書（様式第18号）に、省令第48条第2項又は第78条第2項に規定する書類を添付することによるものとする。

（届出工事の変更の届出）

第19条 法第21条第1項若しくは第3項又は第40条第1項若しくは第3項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しよう

とすることは、速やかに、届出工事の変更届（様式第19号）に工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類を添えて、市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、令和7年5月1日から施行する。